

公益社団法人四国中央市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人四国中央市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

ただし、事務局職員が当該役員を兼ねる場合は支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は、無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 4 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬月額は、別表 1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 常勤役員が月の途中においてその職に就いたときは、その日から、任期満了、辞職若しくは解任等により常勤役員でなくなったときは、その日まで日割りにより計算した額の報酬を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず常勤役員が死亡したときは、その月分までの報酬を支給する。

(報酬等の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬の支給日は、職員給与規程第 4 条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。ただし、四国中央市職員及び事務局職員が役員を兼ねる場合は、別表 2 第 2 号、第 3 号の適用を除き、支払わない。

2 費用の額は、別表 2 により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬月額

(1) 常務理事	25 万円以内
----------	---------

別表 2 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額	
2 km未満	3,000 円
2 km以上～5 km未満	3,500 円
5 km以上～10 km未満	4,000 円
10 km以上～15 km未満	4,500 円
15 km以上～20 km未満	5,000 円
20 km以上～25 km未満	5,500 円
25 km以上～30 km未満	6,000 円
	以下 5 km単位で 500 円を加算する。
(2) 役員 of 管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) その他	実費